

令和3年度使用教科用図書（中学校）採択のための調査・研究要項

この要項は、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び「令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」に基づき、教科用図書の調査・研究に関する必要な事項を定める。

1 調査・研究の観点

調査・研究の観点は、教育基本法における教育の目標及び学校教育法における義務教育の目標を踏まえ、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観点到に沿ったものとする。

2 呉市教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）

(1) 構成及び運営

ア 次の委員の中から、委員長1名及び副委員長1名を置く。

(ア) 呉市立中学校長会長1名

(イ) 保護者代表2名及び学識経験者1名

(ウ) 呉市立中学校教育研究会に属する各教科及び道徳の部会を代表する校長11名

(エ) (ウ)に規定するほか、呉市立中学校教育研究会社会部会に属する校長

イ 保護者代表は、原則として呉市PTA連合会役員から2名に依頼する。

ウ 選定委員会は、原則として2回開催する。

エ 呉市教育委員会委員は、選定委員会を傍聴することができる。

(2) 任務

ア 次の手順により調査・研究する観点、内容及び範囲（以下「観点等」という。）を示し、調査・研究を呉市教科用図書調査・研究委員会（以下「調査・研究委員会」という。）に依頼する。

(ア) 各教科及び道徳の部会を代表する校長は、教科等の特性に応じた観点等の原案を事前に作成し、選定委員会に提出する。

(イ) 選定委員会は、観点等を検討し、決定する。

(ウ) 委員長は、調査・研究委員会に観点等を示す。

イ 選定委員会は、次の手順により、調査・研究委員会の調査・研究報告書を基に、今年度採択する教科用図書について審議し、その結果としての総合所見を作成し、教育長に報告する。

(ア) 各教科及び道徳の部会を代表する校長は、調査・研究委員会の調査・研究報告書を基に、今年度採択する教科用図書について、総合所見の原案を作成する。

なお、総合所見の原案を作成する際には、「令和3年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」及び選定委員会が示した観点等に適しているかどうかという視点から作成する。

(イ) 選定委員会は、調査・研究委員会の調査・研究報告書及び総合所見の原案を審議し、その結果を教育長に報告する。

3 調査・研究委員会

(1) 構成及び運営

ア 調査・研究委員は、呉市立中学校長会長が推薦する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の中から7名以内の者を委嘱する。

イ 調査・研究委員会は、原則として3回開催する。

(2) 任務

選定委員会から示された観点等に基づき、今年度採択する教科用図書について調査・研究を行い、調査・研究報告書を作成し、選定委員会に報告する。

4 報告書及び総合所見の様式

様式は別に定める。